

様式第 6（第 3 条関係）（平29経産令61・全改）

導管改修実施状況（ 年度分）

年 月 日

殿

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

ガス事業法第171条第 1 項の規定により次のとおり報告します。

		保有量（ $A = A_1 + A_2$ ）			次年度の 対策計画 量
		当該年度 末の保有 総量 A	当該年度 末の対策 済導管量 A_1	当該年度 末の未対 策導管量 A_2	
中圧本支管 全管種合計 (単位 : m)	ねずみ鋳鉄管		-----	-----	-----
	腐食劣化対策管合計				
	白管・黒管				
	その他の腐食劣化 対策管				
	その他の導管		-----	-----	-----
	うち継ぎ手部被覆 なし（埋設）				
低圧本支管 全管種合計 (単位 : m)	ねずみ鋳鉄管		-----	-----	-----
	腐食劣化対策管合計				
	白管・黒管				
	その他の腐食劣化 対策管				
	その他の導管		-----	-----	-----
	うち継ぎ手部被覆 なし（埋設）				
供給管 (単位 : 本)	全管種合計		-----	-----	-----
	ねずみ鋳鉄管				
	腐食劣化対策管合計				

灯外内管 (単位 : 本)		白管・黒管				
		その他の腐食劣化 対策管				
	その他の導管			-----	-----	-----
		うち継ぎ手部被覆 なし (埋設)				
	全管種合計			-----	-----	-----
	ねずみ鋳鉄管					
	腐食劣化対策管合計					
		白管・黒管				
		その他の腐食劣化 対策管				
	その他の導管			-----	-----	-----
		うち継ぎ手部被覆 なし (埋設)				

備考 1 表中の各用語の意義は、原則として以下による。ただし、本支管、供給管、灯外内管の区分については、全部又は大部分の導管がガスの使用
者が所有し、又は占有する土地にある場合、土地所有（占有）の境界線
での区分ではなく、導管埋設状況の実体面に即して区分すること。この
場合において灯外内管の本数は、1本の供給管で引き込まれている場合
1本として数えること。

本支管：導管のうち、原則として道路に並行して埋設するもの。

供給管：導管のうち、本支管から分岐して使用者が占有し、又は所有
する土地と道路との境界線に至るまでのもの。

灯外内管：導管のうち、使用者が占有し、又は所有する土地と道路と
の境界線からメーターガス栓までのもの。

中圧：0.1MPa以上1MPa未満の圧力（ゲージ圧）をいう。

低圧：0.1MPa未満の圧力（ゲージ圧）をいう。

対策：取替、更生修理、電気防食、撤去及びテープ巻き等の措置を施
すことをいう。なお、取替（管種がねずみ鋳鉄管又は腐食劣化
対策管以外のものへ変更）を行ったものは「対策済導管量」の
欄ではなく「その他の導管」欄に計上し、撤去の措置を施した
ものはいずれの欄にも計上しないこと。

腐食劣化対策管：埋設されている鋼管であって塗覆装を講じていない

もの。ただし、アスファルトジュート巻管は対象とする。なお、管種が不明であるものについては、その他の腐食劣化対策管に含めること。

白管・黒管：J I S G 3452「配管用炭素鋼鋼管」に規定する白管（亜鉛メッキを行ったもの）及び黒管（亜鉛メッキを行わないもの）をいう。

その他の導管：プラスチック被覆鋼管、ポリエチレン管等対策の必要がない導管及びねずみ鋳鉄管、白管・黒管等で地上に出ている露出管をいう。

継ぎ手部被覆なし：管は防食措置がとられているが、継ぎ手部分はとられていないもの。当該欄には、被覆なし継ぎ手を用いて施工されている導管の総延長（本支管）又は本数（供給管、灯外内管）を記載すること。

2 ねずみ鋳鉄管の欄への記入は、埋設されているもののみを対象とすること（露出しているものは「その他の導管」欄に計上）。なお、更生修理を行ったものは対策済導管に計上すること。

3 腐食劣化対策管の欄への記入は、埋設されている鋼管（腐食を生ずるおそれがない場合におけるステンレス鋼管を除く。）のうち、塗覆装を講じていないものを対象とすること（ただしアスファルトジュート巻管は対象）。なお、更生修理又は電気防食等を施したものは対策済導管に計上すること。